

稽催登記

10220

湖

北

稿 府 政

北 湖

連

字第

24553

公玉

送達
機關

有參議會

別項

36
附
到

移公路局全報遷至辦理員會第一屆二次大會提案
第二三五號翻修鄂收公函案付玉達壹由

36
時交辦

由

事

文來

主

祕書

席

長

之 互 二

印

王政新五二

の 卅

月

日

時核簽

時續寫

時判行

時校對

時蓋印

時封發

時蓋印

時封發

廳

處

長

長

稿 擬

稿 核

洪 祥

去 文

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

公函

前准

貴會函送京一屆二次大會決議案、彙訂本
其中提案第二三五號請翻修鄂收公沙案
已收辦理情形光後以有連二特字第1461
號及省達二字第1462號函在差派
投宜設廳務按公路局全報原提案辦法
第1項利用裝隊翻修公物情形已飭鄂中
鄂收兩務經設板監核飭第二項處全軍
事機函車輛每四公噸規定用車已由局在

呈外駕嚴嚴予一取締并飭工務分派及各橋渡
管理員隨同查報另三項增加撥新車改換司
机技術嚴禁私帶黃魚各等梯作新車
到後即刻統籌分記司機技術係經公函經
局裁摩監理所改駕裝備者始予脩用
如無故擇事及損壞船件當予滿汰至司
機私帶黃魚事密商次委現一經授根主即
開除決不徇容才性相處再行函註
查此為
此段

湖湘省參議會
主席萬

路政股

件

湖 北 省 公 路 局 簄 呈

中華民國三十六年四月貳拾日
於 鄂路工字第 1111 號

事由奉令發本省參議會第一屆二次大會提請翻修鄂北公路一案
仰遵照等因茲復鑒核由

案奉

釣廳本年四月廿建二暢字第 241 號訓令以奉令發本省參
議會第一屆二次大會提請翻修鄂北公路以利運輸一案抄
登原提案飭遵照等因茲將辦理情形呈復如下(所示第
一項已另飭鄂中鄂北兩工務總段將此次復路運動路基路
面修復情形報憑核轉)第二項本局已隨時依據事實逕
呈行轅及各轄汽兵團嚴予取締并已飭工務段令各橋
渡管理人員隨時查報(三)第三項飭就現有車輛予以調整一

節自應遵辦惟查本局現有交通工具不足應付各路需要
係一普遍現象不獨鄂北為然拟請俟新車撥到後再行統
籌辦理關於私帶黃魚事實本局司機尚少發現違者一經
據報即予開除并未徇情至司機技術均係經由中央武漢
監理所考驗及發有執照者始予雇用其無故肇事及損壞
胎件者亦隨時均在淘汰絕未稍事縱容案奉前因除俟鄂中
鄂北兩工務總段將復路運動修復公路情形報局再行核轉
外謹先將上呈各項簽請

鑒核備查

謹呈

張立

廳長譚

職
張立民

張立
民印

民印

禁書

湖北省檔案館

湖北省檔案館

湖北省檔案館